

# 答 申 書

(答申第6号)

令和3年7月29日

福井県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

審査請求人が令和3年2月2日に提起した福井市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（令和2年12月21日付け生支第418号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却するとの福井県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

## 第2 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

- (1) 令和2年11月30日付けの生活保護申請（以下「本件申請」という。）の内容は、障害基礎年金などの受給手続きをするために自家用車で年金事務所や病院などに行くためにかかった交通費（燃料代）と年金事務所などに書類を送付するためにかかった郵便料などである。
- (2) これらの経費については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の（2）のアの（イ）によれば、年金収入を得るために必要な経費として認められる経費である。
- (3) 障害基礎年金の受給資格は、下肢の場合、2級以上となっているため、2級の身体障害者手帳の交付手続きをした時の経費（交通費、診断書料）も年金収入を得るための一連の経費として認められるべきである。
- (4) 保護申請却下通知書には、「扶助費の遡及支給の限度については3ヶ月とされている」と記されているが、必要な経費を請求できるとの教示がなかった。
- (5) 処分庁の対応は審査請求人に寄り添ったものではなく不当であり、扶助費の支給は認められるべきである。

### 2 審査庁の主張

審査請求人の主張は、年金受給に係る経費の扶助の要件に該当しないため、本件審査請求は棄却することが妥当である。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求を棄却すべきである。

## 2 理由

### (1) 本件申請の内容について

令和2年11月30日付け保護申請書には、「年金という収入を得るための経費として診断書の一部しか認められていません。交通費、郵便料金の援助をお願いします。」との記載があるが、扶助を求める交通費および郵便料の発生日（支払日）や金額の記載がない。

このため、令和3年2月19日付けで審理員から審査請求人に対して質問書を送付するとともに、令和3年3月22日の口頭意見陳述の際に再度確認を行った。

質問書に対する回答書や口頭意見陳述の結果から判断すると、

①障害基礎年金や老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給に当たり、年金事務所や病院に自家用車で行った際の交通費（燃料代）（障害基礎年金受給のために必要となった身体障害者手帳（2級）の交付手続きの際にかかった経費（交通費、診断書料）も含む。）

②国家公務員共済年金や年金生活者支援給付金の受給に当たり、かかった郵送料であるが、具体的な発生日（支払日）や金額は特定できなかった。

### (2) 扶助費の遡及支給について

遡及支給については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の2によれば、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。」とされており、その理由については、「行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされている。

処分庁によると、審査請求人は平成15年5月から障害年金を受給しており、直近では、令和2年7月に年金の手続きを行っていることが確認できる。処分庁が把握している審査請求人の年金手続きは、令和2年11月30日の保護申請日から遡って3か月以上前である。

問答集は、厚生労働省が法の解釈・運用等をまとめたものであり、法定受託事務を行う処分庁がこの問答集の考え方に従って、本件処分を行ったことについて、違法または不当な点は認められない。

### (3) 処分庁の教示について

生活保護は、法第7条によれば、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。」とされており、原則として申請がなければ開始されないものである。

一方、保護の実施機関においても、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）Iの2の（1）に基づき、資産や収入等について正確に申告するとともに、申告内

容に変動があった場合には速やかに届け出る義務があることを周知しておくことが重要とされており、このためには、保護のしおり等により、「少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布する等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておく必要がある」とされている。

処分庁に対して、年金収入を得るための必要経費の請求について、通常、生活保護受給者に対してどのような内容を説明し、どのような指導をしているのか質問した。

処分庁では、「生活保護のしおり」に「その他に臨時的に必要な費用に対する扶助もありますので、事前に地区担当員に相談して下さい。」と明記しており、毎年の初回訪問時に受給者にしおりを手渡し、内容を口頭で説明しているとの回答があった。

処分庁は、手引Ⅰの2の(1)に基づき、「生活保護のしおり」を作成し、毎年受給者に配布して、臨時的な費用に対する扶助について担当員に事前に相談するよう呼びかけを行っており、処分庁の審査請求人への対応が違法または不当であるとは認められない。

#### (4) 自動車の燃料代について

審査請求人は、年金の手続きのために年金事務所や病院に行った際の自家用車の燃料代(ガソリン代)の扶助を求めている。

自動車の燃料代を給付できるのは、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。)第3の9の(2)のエによれば、「医師の往診等」の場合のみである。

このため、自動車の燃料代を支給することはできない。

#### (5) まとめ

以上のことから、本件処分に違法または不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

### 第4 調査審議の経過

令和3年5月18日 諮問の受理

令和3年6月10日 審議

令和3年7月13日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件申請の内容について

令和2年11月30日付け保護申請書には、交通費および郵便料金のみ記載されているが、令和3年3月5日付け回答書および審理員作成の口頭意見陳述記録を併せて鑑みれば、以下の3種類の経費を指すものと認められる。

##### (1) 燃料代

以下の理由による自家用車の燃料代

- ア 障害基礎年金の請求に係る診断書を取得するため、病院へ行く必要があった。
- イ 障害基礎年金および老齢基礎年金、老齢厚生年金の請求手続きのため、年金事務所へ行く必要があった。
- ウ 身体障害者手帳の交付申請に係る診断書を取得するため、病院へ行く必要があった。

(2) 診断書料

身体障害者手帳の交付申請のため、審査請求人が自ら行った医師の診断書作成の代金

(3) 郵便料

国家公務員共済年金および年金生活者支援給付金の請求手続きに係る郵便料

以上の3種類の経費について、扶助の対象と認められるか検討する。

2 燃料代の扶助の可否について

まず、燃料代の扶助の可否について検討する。

保護の変更に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）における法定受託事務であることから、保護の実施機関は、地方自治法第245条の9の規定に基づく処理基準として厚生労働省から発出される通知に基づいて保護の変更を決定することとされている。他の被保護者との均衡を考慮すれば、通知に基づかない取扱いは、原則的に認められないものと考えられる。

燃料代については、医療扶助運営要領第3の9の（2）のエにおいて、医師の往診等の場合のみ給付を行う旨を規定している。

本件申請において要求された燃料代は、審査請求人自ら自家用車を運転し、病院または年金事務所へ行った際に要した燃料代であることから、医療扶助運営要領第3の9の（2）のエに掲げる扶助の要件には該当しない。

よって、燃料代の扶助を認めなかった処分庁の判断に、違法または不当な点は認められない。

3 診断書料の扶助の可否について

次に、身体障害者手帳の交付申請に係る診断書の代金の扶助の可否について検討する。

法第28条第1項は、保護の実施機関が、保護の実施のため必要があると認めるときは、要保護者の健康状態を調査するために、当該要保護者に対して、医師の検診を受けるよう命ずることができる旨を規定する。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の4の（1）のイによれば、障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるときは、保護の実施機関は、要保護者に対して医師の検診を受けるよう命ずることとされており、問答集問11の22において、局長通知第11の4の（1）のイにいう医師の検診を受けるよう命ずる「その他の認定」の例として、身体障害者手帳の交付申請に係る診断書が挙げられている。

以上のことから、身体障害者手帳の交付申請に係る診断書の代金の扶助に当たっては、保護の実施機関による検診命令を通じて医師に当該診断書を作成させる必要があり、本件申請のように要保護者が自ら行った医師の診断書作成の代金を請求することは認められないものと解される。

よって、身体障害者手帳の交付申請に係る診断書の代金の扶助を認めなかった処分庁の判断に、違法または不当な点は認められない。

#### 4 郵便料の扶助の可否について

次に、郵便料の扶助の可否について検討する。

審査請求人は、国家公務員共済年金および年金生活者支援給付金の請求手続きに係る郵便料の扶助を求めているが、このうち年金生活者支援給付金の請求手続きに係る郵便料については、本件申請時において、扶助の対象とする旨を規定した法令および通知は存在しない。

よって、年金生活者支援給付金の請求手続きに係る郵便料の扶助を認めなかった処分庁の判断に、違法または不当な点は認められない。

一方で、年金の請求手続きに係る郵便料については、次官通知第8の3の(2)のAの(イ)において、年金を得るために必要な経費として、郵便料を要する場合はその実際必要額を認定する旨の規定がある。

審査請求人が年金の請求手続きをした日付および当該請求手続きに係る郵便料の金額については、明らかでないものの、審査請求人のケース記録によれば、直近で令和2年7月に、年金の変更に關する手続きをしたことが確認できる。

問答集問13の2によれば、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。」とされている。

審査請求人が年金の請求手続きをしたのは、本件申請をした日から遡って少なくとも3か月より前であり、問答集が示す遡及変更の可能な時期を経過していることから、年金の請求手続きに係る郵便料の扶助を認めなかった処分庁の判断に、違法または不当な点は認められない。

なお、法第7条により、保護は要保護者の申請に基づいて開始することが原則とされ、また、処分庁が審理員あて提出した弁明書によれば、処分庁は審査請求人に「生活保護のしおり」を配付し、臨時的に必要な費用に対する扶助について事前に地区担当員に相談するよう「生活保護のしおり」により示していると認められることから、審査請求人の主張する教示がなかったとしても、処分庁に不当な点があるとはいえない。

#### 5 小括

上記1～4のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められないことから、本件審査請求には理由がない。

#### 6 審理員の審理手続について

審理員の審理手続について、違法または不当な点は認められない。

#### 7 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

福井県行政不服審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	備 考
玄津 辰弥	会 長
田中 住江	
永田 康寛	